

「こども誰でも通園制度」の本格実施にあたり、子どもの最善の利益と保育の質・安全の保障を求める意見書（案）

政府は、保護者の就労の有無にかかわらず、希望するすべての家庭が一定時間子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を創設し、2026年度からの本格実施に向けた準備を進めています。制度の理念である「すべての子どもの育ちを支える」ことは重要であり、育児不安の軽減や親子の孤立防止につながる可能性もあります。一方で、制度が「子どものため」と掲げるのであれば、一時的に預けるだけの場にとどまらず、子どもにとって安心できる環境と信頼できる大人との関係の保障が不可欠です。保育現場を担う目黒区においても「間違った対応をすると、子どもの成長に大きな問題が出かねない」「保育士を配置すればよいという単純な話ではない」など、制度の実施にあたっての慎重な姿勢を示しています。また、保育士不足が深刻化する中での制度拡大は、在園児を含む保育環境全体に影響を与えるおそれがあります。千葉市の試行報告でも、在園児への悪影響や保育現場の疲弊が指摘されており、目黒区でも子どもや保育士に過度な負担がかからないよう、制度の段階的かつ慎重な設計が求められています。さらに、将来的に制度が私立園にも広がる場合には、事業者間で保育の質にばらつきが生じる懸念もあります。

よって、目黒区議会は国に対し、以下の事項を強く求めます。

記

1. こども誰でも通園制度において、子どもに適切な保育が提供されるよう、保育士の資格要件や配置基準を含めた制度全体の基準を引き上げること。
2. 同制度が自治体や保育事業者にとって持続可能なものとなるよう、保育単価を引き上げるとともに、人件費や施設整備等にかかる基礎的経費を十分に保障する財政措置を講じること。
3. 区市町村が制度を活用して地域全体の子育て環境を改善できるよう、自治体に対する補助制度を充実させるとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度運用ができるよう、区市町村の権限と裁量を保障すること。
4. こども誰でも通園制度と既存の一時預かり事業の機能や目的を再整理し、制度間の整理統合やすみ分けを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年9月30日

目黒区議会議長 鈴木 まさし

衆議院議長 内閣総理大臣
参議院議長 こども家庭庁長官 あて